

〈投稿論文〉

秦代・漢初における〈婚姻〉について

佐々木 満実

“Marriage” has been defined as a socially recognized spouses’ union or legal relationship between spouses. However, in the Qin Dynasty and the early Han Dynasty of China, the word “夫妻 (spouses)” had ambiguous meanings even in legal documents, and even couples in relationships that were not yet authorized by their society were called “夫妻 (spouses)”. It is assumed that the word had three meanings: one was a relationship built on a private promise, another was a relationship built by social recognition, and the third was a relationship built by state authorization.

Up to now, whether “marriages” in ancient China needed permission from the government or not has been discussed. However, in consulting some excavated material, this study proposes that “marriage” did not require permission from the government. Nevertheless, the government guaranteed the right of people’s marital relationship, and regulated it. The structure of “family” of that period was different from our modern “family”, so we should consider afresh how to interpret the word “婚姻 (marriage)” and “夫妻 (spouses)” in regards to the regionality and the era.

キーワード：婚姻 夫妻 秦漢 中国史 出土資料

Keywords: marriage, spouse, the Qin and Han Dynasties, history of China, excavated materials

はじめに

中国古代の〈婚姻〉に関する研究は日本国外において膨大な蓄積がある¹。しかし、従来の研究では、儒教経典やその理念に影響を受けた史書が主な史料として用いられたため、〈婚姻〉は非常に〈礼〉的なものとして捉えられることが多かった。〈婚姻〉の成立から〈夫妻〉の在り方に至るまでが、すべて〈礼〉によって説明されており、その実態をうかがうことが難しかったのである。しかし近年、出土文字資料の相次ぐ公開によって、そうした状況に変化が現れ始めている。特に、戦国秦の史料とされる『睡虎地秦簡』や、漢初の史料とされる『張家山漢簡』（以下、『二年律令』『奏讞書』の分類名を用いて表記する）、戦国末から統一秦にかけての史料とされる『岳麓書院藏秦簡』（以下『岳麓秦簡』と略称する）等、比較的整った形の法制関係史料が提供されたことで、秦代²・漢初の社会についての研究は飛躍的に進歩することとなった。

筆者は前稿において、『二年律令』における関連の記載を検討し、漢初には〈妻〉の他に〈下妻〉〈偏

妻〉と呼ばれる配偶女性が存在したことを指摘した³。中国古代の伝統的な〈婚姻〉形態は、一般的に〈一夫一妻多妾制〉、即ち夫一人と妻一人、多数の側室身分の女性によって構成されていたと理解されている⁴。下妻や偏妻は、そうした側室身分の女性であると考えられてきたが、この下妻と偏妻との違いについては十分な関心が払われてこなかった⁵。しかし、律令が両者を併記し、区別している以上、両者の間に何らかの相違があったことは明らかである。そこで拙稿では、偏妻に関わる幾つかの規定を考察し、以下のような結論に至った。

『二年律令』では爵位や戸の継承順位において、妻の子が第一とされ、下妻・偏妻の子は妻に子供がない場合のみ継承権を持つものとされた。このように家庭内における序列においては妻と下妻・偏妻との区別が重視される一方で、偏妻には妻や下妻には見られない個別の規定が幾つか存在した。その中で最も大きな特徴として挙げられるのは、偏妻は戸を形成、あるいは夫と戸籍や居住を別にし得る存在であったということである。これは「人妻は戸を形成することが出来ない」とする『二年律令』の婚姻に関する大前提に反するものである。つまり、偏妻は夫家から独立して生活することも可能な特殊な配偶女性であり、法律上では偏妻と妻・下妻との区別がより重視されていたと考えられるのである。

以上のように、前稿の考察では偏妻と下妻との差異を指摘することに終始しており、なぜ偏妻が〈人妻〉という立場でありながら戸を形成することが可能であったのか、夫妻で戸籍が異なるとはどういうことなのかという問題については十分に考察することができずにいた。改めてこの問題を考えるに当たり、そもそも〈婚姻〉〈夫妻〉とは何であるのか、何を以て〈夫妻〉となるのか、そして国家はそれらに如何に関わっていたのかという新たな問題が生じてきたのである。当該時代の〈婚姻〉については、すでに様々な角度から研究が行われ、多くの優れた成果がある。しかし、こうした「〈婚姻〉とは何か」「〈夫妻〉とは何か」という基本的な問題に対して、十分な研究がなされていないのもまた事実である。〈家族〉は当時の国家や社会を考察する上で非常に重要なメルクマールとされている。当時の社会を知るためには、〈家族〉の基本となる〈夫妻〉が一体どのように成立したのかを考察する必要があるだろう。

1 〈婚姻〉とは何か

広い概念で捉えると、〈婚姻〉とは社会的に承認された夫と妻との結合を意味するとされている⁶。つまり、〈婚姻〉とは社会の〈承認〉によってはじめて成立するものと理解されているのである。そして、その成立の条件や過程は社会によって異なるとされており、一般的には事実婚主義、形式婚主義に分類される。事実婚主義とは、社会慣習上において婚姻と認められるような事実関係があれば、婚姻と認められるというものである。一方の形式婚主義は、婚姻に際して公示機能として一定の手續（儀式等）を必要とする婚姻を指す。現在では世界の多くの地域において婚姻を公示することが通例となっており、形式婚主義が主流となっている。形式婚主義は、さらに婚姻の成立に法律上の所定の手續を必要とする法律婚主義と、宗教や習俗による所定の手續きを必要とする儀式婚主義とに分類される⁷。このように〈婚姻〉はその社会によって異なるものであり、時代や地域によって社会の在り方が異なる以上、それぞれに異なる〈婚姻〉の在り方が存在することになる。では、秦・漢初の〈婚姻〉はどのように理解されてきたのか。

従来、秦漢時代の〈婚姻〉は広く中国古代の〈婚姻〉の中で理解されることが多かった。中国古代の婚姻は「父母之命、媒妁之言」と言われ⁸、父母の取り決めに従い、媒妁を立てることで成立するものと考えられている。民国期に至って西洋的な民法制度が導入されるまで、法律婚主義的な婚姻、つまり

は法的な婚姻登記というものは存在しなかったとされてきたのである⁹。このように〈婚姻〉は、国家とは無関係に、親族間や共同体内の〈礼〉的な儀式を通して成立する比較的プライベートなものとして理解されてきた¹⁰。

その一方で、儒教の経典である『周礼』には〈媒氏〉という役職が見られ、国家が人民の婚姻に関与し、管理していたとする記述もある¹¹。ここから戦国期以降、特に秦漢期にはすでに婚姻登記制度があったとする見解も存在している¹²。しかし、秦漢期の史料には媒氏の記載は見えず、『周礼』の偽書説と相まって、その存在を疑問視する声も多かった。

前近代の中国社会が儒教の〈礼〉的な思想によって理念づけられ、〈婚姻〉もその影響を受けていたことは確かである。しかし、近年では中国社会に儒教が浸透するのは前漢後半から後漢にかけてであるとする見解が主流となっており、漢初やそれ以前の社会では、人民の生活に儒教の影響はそれほど見られなかったと考えられている¹³。思想や習俗・法制・経済がその時代によって異なる以上、中国古代の〈婚姻〉を一概に論ずることはできない。そこで、次節以下では秦代・漢初の社会に焦点を当て、同時代史料とされる出土文字資料の検討を中心に、その〈婚姻〉〈夫妻〉の在り方をもう一度捉え直してみたいと思う。

2 秦代・漢初の〈婚姻〉をめぐる問題

1980年代以降、多くの法制関係史料が公開されたことで、秦漢史研究は飛躍的な進歩を遂げている。しかし、これらの史料でさえ、当時施行されたすべての法律を網羅しているとは考え難く、欠簡や断簡によって意味が取れない部分も多い。そして、〈婚姻〉や〈夫妻〉については、明確に規定した法律条文が見られないため¹⁴、その全容を知ることは難しく、私たちは幾つかの関連する史料から、その一端をうかがい見ることにしかできないのが現状である。本節では、そうした状況を踏まえて関連する幾つかの史料とその解釈を巡る問題について論じていきたい。

前述の通り、従来、中国古代において法律婚制度・婚姻登記制度が存在したか否かという議論があり、その存在に対しては否定的な見解が多かった。しかし、1980年代以降、その理解に変化が生じてきている。そのような変化をもたらす契機となったのが、『睡虎地秦簡』法律答問 166 簡の以下の規定である。

女子甲為人妻、去亡、得及自出、小未盈六尺、当論不当？已官、当論。未官、不当論。

[問：女子甲は人妻でありながら逃亡し、逮捕された。あるいは自ら出頭した。未成年で身長は六尺に満たないが、罪を問うべきか否か？

答：官府に報告されていたならば、罪を問うが、官府に報告されていないならば、罪を問う必要はない。]

現在この〈已官〉を「官府によって婚姻の登録がなされた」状態と解釈することが通説化している¹⁵。ここから、秦代では〈婚姻〉の際に法的な婚姻登記が必要であったとする見解が生まれ、特に中国においては、〈婚姻〉の成立に国家の承認が不可欠であったとする研究が主流となりつつある¹⁶。しかし、〈已官〉に「官府に報告があった」状態という解釈以上のものを求めれば、その先はあくまで推測の領域となってしまう。〈已官〉が何を意味しているのか、もう少し慎重に検討してみる必要があるだろう。

問題は、女子甲が身長六尺（約 140cm）未満と記述されており、身長によって成人と未成年とに区

別する戦国秦においては未成年とされる点である。『睡虎地秦簡』中に「六尺」あるいは「不盈六尺」という表現が散見しており、身長六尺が法的責任を問う際の一つの基準になっていたと考えられる。一方で、親子で盗罪を犯した場合は全員を城旦舂刑（最も重い労役刑）に処すという規定も存在する¹⁷。未成年は基本的には法的責任を問われないが、重罪を犯した場合には処罰の対象になることもあったということだろう¹⁸。ここで、未成年と成年を区別する基準として戦国秦では身長、統一秦以降は年齢が挙げられるが、もう一つの基準として〈婚姻〉の有無を挙げることができる。『岳麓秦簡（肆）』58簡には「免老・小未傅・女子未有夫而皆不居償日者、不用此律。」とあり、未婚女性が未成年と同等に扱われている。このことからすれば、未婚女性と対比して既婚女性は成人と同等に扱われていたのではないかと推察される。続く漢代の『二年律令』収律 174・175簡では、親の犯罪による子供の没官（官府への没収）について規定しているが、子供が17歳以下の未成年であっても、配偶者がいる場合には没官の対象にならなかったことがうかがえる¹⁹。このように〈婚姻〉によって子供は成年と同等に扱われ、親の管理下から外れるものと見なされたようである。残念ながら、『睡虎地秦簡』や同時代の史料からは確認できないが、突如このような規定がつけられたと考えるのは少し不自然であり、当時においても〈婚姻〉による成人擬制が行われていたのではないかと考えられる²⁰。

ここで改めて法律答問 166簡を見てみると、人妻である女子甲は身長六尺に満たない未成年でありながら、〈已官〉の場合は有罪となり、〈未官〉の場合は無罪ということになっている。仮に〈已官〉が「官府に逃亡罪が報告された」状態であると解釈すると、家族が逃亡を通報していなければ逃亡者が無罪とされることになり、不自然である。そもそも逃亡罪は国家の戸口管理に関わる問題であり、家族内部の問題として処理されるものではない。現に女子甲は逮捕も想定されており、逃亡者として認識されていたことになる。つまり、ここでの〈已官〉は、やはり「官府に〈婚姻〉が登録された」状態として理解するのが一番自然であろう。女子甲は〈婚姻〉によって成人擬制が行われ、処罰の対象になったと考えられるのである。しかし、ここで問題となるのは女子甲が〈人妻〉とされながら、〈未官〉、つまりは〈婚姻〉が登録されていない場合も想定されているということである。これはどのように理解したらよいのだろうか。この問題については後述したい。

もう一つ、国家が人民の〈婚姻〉を管理していた証左として挙げられるのが、次の『睡虎地秦律』法律答問 169簡の規定である。

棄妻不書、貲二甲。其棄妻亦当論不当？ 貲二甲。

[問：離婚して官府に報告・登録しなければ、夫は二甲の罰金となる。離婚された妻は罪に問われるのか？

答：妻も罰金二甲とする。]

夫妻は離婚する際に〈書（報告・登録）〉しなければ、ともに罰金が科されるとされ、秦では離婚する際に官府に報告して正式な手続を経る必要があったと考えられるのである。ここから、離婚を官府に報告する義務があったのならば、当然結婚も官府に報告する義務があったと解釈する研究が多い²¹。しかし、上記の2つの規定のみから当時の〈婚姻〉が国家の管理下にあったと判断することは早計ではないだろうか。そこで、次節では史料中に散見する〈妻〉という語に注目し、そこから当時の〈夫妻〉関係や〈婚姻〉がどのように成立していたのかという問題について考察していきたい。併せて先ほど残し

た問題、〈未官〉であっても〈人妻〉とされることは何を意味しているのかについても検討する。

3 〈妻〉の語と〈婚姻〉の成立について

前述の通り、当時の〈婚姻〉が如何なるものであったのかを、残された法律条文から明確にすることは難しい。そこで本節では〈妻〉や〈夫〉などの配偶者を表す語が当時如何に使用されていたかを検討し、その語の示す関係から、当時の〈婚姻〉の一端を探りたいと考える。

〈妻〉という語を考える上で非常に重要な示唆を与えてくれる史料として、『岳麓秦簡（参）』案例〇七 識劫媵案が挙げられる。この史料については、すでに柿沼陽平氏や下倉渉氏の優れた訳注・論考が出されており²²、これ以上の考察は不要かもしれない。しかし、当時の〈妻〉という立場を考察する上では必要不可欠な史料であるため、本稿でも改めてこれを取り上げたいと思う。

この司法文書に登場する主要人物は、既に故人となった大夫の爵位を有する沛という男性と、元奴隷身分でありながら沛の〈妻〉となった媵という女性、そして沛の隸（隸属者）であった識という男性である。事の発端は、沛の死後、沛が識に与えると約束していたとする財産を媵が識に与えず、怒った識が媵の財産隠匿を官府に訴えると脅迫し、媵から財産を奪ったことにある。その後、媵が官府に出頭して識を訴えたことから裁判が始まっているが、裁判の過程で媵が戸籍上沛の〈妻〉となっていなかったことが発覚し、その点も議論されることとなる。以下、少し長くなるが、本稿の問題に関わる部分を引用したい。引用に際し、必要に応じて改行や中略を行った。

媵曰「與弟（義）同居、故大夫沛妾、沛御媵、媵産弟（義）・女媵。沛妻危以十歳時死、沛不取（娶）妻、居可二歳、沛免媵為庶人、妻媵。媵有（又）産男必、女若。居二歳、沛告宗人・里人大夫快・臣・走馬拳・上造嘉・頡曰『沛有子媵所四人、不取（娶）妻矣。欲令媵入宗、出里单賦、与里人通飲食。』快等曰『可。』媵即入宗、里人不幸死者出单賦、如它人妻。居六歳、沛死。弟（義）代為戸・爵後、有肆・宅。……不智（知）戸籍不為妻・為免妾故。它如前。」……

●媵・快・臣・拳・嘉・頡言如媵。

●卿（郷）唐・佐更曰「沛免媵為庶人、即書戸籍曰『免妾』。沛後妻媵、不告唐・更。今籍為免妾。不智它。」……

●鞠之、媵為大夫沛家妾、沛御媵、媵産弟（義）、媵。沛妻危死、沛免媵為庶人、以為妻、有（又）産必・若、籍為免妾。沛死、弟（義）代為戸後、有肆・宅。……皆審。疑媵為大夫妻、為庶人及識臯（罪）。……

●吏議「媵為大夫妻、訾識二甲。」或曰「媵為庶人、完識為城旦、□足輪蜀。」

[媵が言うことには「私は息子の義と同居しております。もとは大夫である沛の女奴隷でしたが、沛は私を寝所に侍らせ、私は沛との間に義と娘の媵を産みました。沛の妻であった危は十年前に亡くなりましたが、沛は新しい妻を迎えず、それから二年経って私を奴隷身分から解放して庶人²³とし、妻にしました。私はさらに息子の必と娘の若を産みました。二年後、沛は同族や同郷の人々、つまりは大夫の爵位を持つ快や臣、走馬の爵位を持つ拳、上造の爵位を持つ嘉や頡に告げて言いました。『私には媵の産んだ子供が四人いるが、妻を娶っていない。そこで媵を入宗²⁴させ、单賦²⁵を出させ、同郷の人々と飲食を共にさせたいと思っている。』と。快たちは『よ

いだろう』と言いました。そこで私は入宗し、同郷の人に不幸があって死者が出た時には単賦を出し、他の人妻と同じように振る舞いました。そうして六年経ち、沛は亡くなりました。息子の義が戸と爵位の継承人となり、店舗と家屋を手に入れました。(中略)私が戸籍上で妻となっておらず、免妾²⁶となっている理由はわかりません。他は以前の供述の通りです。」と。(中略)

●(沛と媵の娘である) 媵や(入宗の許可を出した) 大夫の快と臣、走馬の拳、上造の嘉と頡の供述も媵の供述と同じでした。

●郷の役人である唐と更が言うことには「沛が媵を解放して庶人とした時、すぐに戸籍に免妾と記入しました。沛は後に媵を妻としましたが、そのことを私たちに報告しておりませんでした。そのため現在も戸籍は免妾となっております。その他のことはわかりません。」と。(中略)

●以上を確認しますと、媵は大夫である沛の女奴隷でしたが、沛は媵を寵愛し、媵は義と媵を出産しました。沛の妻である危が死亡した後、沛は媵を奴隷身分から解放して庶人とし、妻としました。媵はさらに必と若を出産しましたが、戸籍では免妾のままとなっております。沛が死亡すると、息子の義が戸を継承し、店舗と家屋を保有しました。(中略)真相はすべて明らかです。ただし、媵が大夫の妻であるのか、庶人であるのか、そして識が有罪か否かは不明です。(中略)

●上級機関の審議では「媵を大夫の妻とし、識を罰金二甲に処せ。」という判断が下されましたが、別に「媵を(沛の妻と認めず) 庶人とし、識を完刑²⁷ ないしは城旦刑に処して足枷をさせて蜀に徙遷せよ。」との意見も出されました。]

以上の供述内容から〈妻〉という語が複数の意味を持って使われていることがうかがえる。まず、沛は前妻が亡くなってから2年後に媵を解放して〈妻〉としている。しかし、その2年後に沛は同族や同郷の人々に向かって「私には子供が4人いるが、〈妻〉を娶っていない」と言い、媵の入宗を申し出ている。この問題について、柿沼氏は「媵が大夫沛の妻となるためにはもう一つ壁を超える必要があります、それは宗への加入であった」とし、「媵は婚姻を通じて夫沛の宗族に加わ」ったとしている²⁸。入宗が正式な〈婚姻〉とみなされていたということであろうか。下倉氏も入宗の申し出の眼目を「媵が自身の妻であることを社会的に認知させよう」とするものであったとしている²⁹。つまり、はじめの〈妻〉は社会的な承認を得ていない当事者間の私的な約束における関係であり³⁰、宗廟と居民組織への編入によって初めて社会的に承認された〈妻〉となったということであろう。これによって媵は郷里社会に受け入れられ、〈妻〉として振る舞うことが許されたのである。一方で、社会的な承認の有無に拘わらず、〈妻〉という語で当事者間の関係が示されていることは注目される。

しかし、このように社会的に承認された〈妻〉となりながらも、媵は戸籍には〈妻〉として登録されておらず、法的には〈妻〉と認証されていなかったようである。そのために法廷では媵を沛の〈妻〉とするか否かで紛糾し、最終的には上級機関に論決を求める形となった。なぜ裁判において媵が沛の妻であるか否かがここまで問題にされているのかというと、当時は保有する爵位の高下によって量刑が異なったためである。爵位は基本的には男性が保有するものであるが、女性も夫の保有する爵位に応じて法的な優遇を受ける事ができた。そのため媵が大夫の爵位を持つ沛の〈妻〉であるか否かは裁判における重要な問題とされたのである。この史料は結審部分が欠落しており、最終的に官府が媵を如何に処置したかは不明である。しかし、上級機関から媵を大夫の〈妻〉として処遇するべきとする見解が第一の裁定案として提出されている。恐らく結審においても、媵は沛の〈妻〉として処遇されたことであろう。

これについて、下倉氏は「媼は他の人妻と同等の負担を担っており、『人妻』として社会的に認知されていたことが戸籍の記載を覆す判定を生み出したものと了解される」と推測している³¹。

ここで問題となるのは、媼が戸籍上沛の〈妻〉と登録されていなかったことを如何に理解するかである。これは、〈婚姻〉の成立に官府の認可が必要であったにもかかわらず、沛が手続を忘失したことを意味しているのだろうか。それとも、そもそも官府に報告する義務がなかったことを意味しているのだろうか。

ここで、前節で残しておいた問題についても一緒に考えたい。法律答問166簡の女子甲は〈人妻〉とされながら、〈未官（官府に〈婚姻〉が登録されていない状態）〉である場合も想定されていた。媼も共同体内では〈人妻〉として処遇されていたが、官府の戸籍では〈妻〉とされていなかった。つまり、〈未官〉であっても〈妻〉となり得るのであり、ある女性が〈妻〉とされるか否かは、官府における登録の有無によって決められている訳ではなかったと考えられるのである。上述の事例では、戸籍上の記載が法的な〈妻〉となるか否かの判断材料とされていた。おそらく国家は戸籍によって人民の〈夫妻〉関係を把握しており、〈已官〉とは戸籍上に〈妻〉と登録されている状態を指していたのではないかと推測される。一般的な〈婚姻〉であれば、〈妻〉が夫家に嫁ぐため、〈婚姻〉成立後に戸籍を移動・変更する必要性が生じる。そのため〈婚姻〉と戸籍の手続がほぼ同時に行われていたのだろう。しかし、媼の場合はもともと沛の私家奴隷として沛の戸籍に付されており、奴隷身分の改変には官府の許可が必要のために申告したが、戸籍はすでに同じであったため、〈妻〉としての戸籍の変更は失念されてしまったのではないだろうか。いずれにせよ、官府への申告が〈婚姻〉を成立させる絶対条件ではなかったことが、媼のような状況や〈未官〉の〈妻〉という存在を生み出したものと考えられる。

以上から〈妻〉という語には、少なくとも当事者間の私的な関係による〈妻〉という立場と、共同体によって社会的に承認された〈妻〉という立場、戸籍に登録され法的に認可された〈妻〉という立場の3つがあったと考えられる。上記のように〈妻〉という語が幾つかの意味を持っていると考え、前稿で残した問題である『二年律令』における偏妻が〈人妻〉という立場でありながら戸を形成し得たこと、〈夫妻〉で戸籍が異なる場合があったことについても納得がいく。彼女たちは夫の戸籍に登録された、法的に認可された〈妻〉という立場ではなかったということだろう。私的あるいは社会的には〈妻〉という立場にあるが、法的には〈妻〉の立場にないため、戸を形成し、戸籍を別にすることも可能だったのではないだろうか。その一方で、『二年律令』ではそのような偏妻の子供の継承権も認め、偏妻の家族関係の保護も行っている³²。このように、国家は社会において認可された〈婚姻〉をある程度は追認する寛容な態度を取っていたのではないだろうか³³。とはいえ、〈婚姻〉は完全に人民の自由意志によって成立し、国家はそれに干渉し得なかったのか。次節では、国家が人民の〈婚姻〉に如何に関わっていたのかについて見ていきたい。

4 国家と〈婚姻〉との関係について

前節の考察から、秦代では〈婚姻〉の成立に、国家の認可は絶対条件ではなかったと考えられる。しかし、国家が人民の〈婚姻〉を完全に放任していたかと言えば、そうではない。秦代・漢初の法制関係史料からは、ともに国家が規制する〈夫妻〉の存在がうかがえるのである。

ここで、男女の性的な結合関係がすべて〈夫妻〉という語で表されていた訳ではないということに注意しなければならない。当時、〈婚姻〉関係にない者同士の性行為は〈姦（奸）〉と呼ばれていた³⁴。以

下は『二年律令』裸律 190 簡、及び 191 簡の規定である。

同産相与奸、若取（娶）以為妻、及所取（娶）皆棄市。其強与奸、除所強。

[キョウダイが姦通した場合、あるいは姉妹を妻とした場合は、棄市³⁵に処す。強姦であれば、被害女性を処罰しない。]

奴取（娶）主・主之母及主妻・子以為妻、若与奸、棄市、而耐其女子以為隸妾。其強与奸、除所強。

[男奴隸が女性主人、または主人の母親・妻子を妻とした場合、あるいは彼女達と姦通した場合は棄市に処し、女性は耐刑³⁶とした上で官有奴隸とする。しかし、強姦であれば、被害女性を処罰しない。]

ここで〈姦〉した場合と〈妻〉とした場合とが併記されていることから、〈姦〉の行為と〈妻〉とする行為は別物であり、〈姦〉によって即ち〈夫妻〉関係が成立する訳ではなかったことがうかがえる。おそらく私約や実質的な共同生活によって当事者間に〈夫妻〉関係が形成されたのだろう³⁷。『二年律令』にもこのような〈夫妻〉の存在が確認できることから、漢初においても〈夫妻〉関係の成立に国家の認可は必要なかったと考えることができる。

しかし一方で、国家は国家の容認できない〈夫妻〉関係は、当事者が〈夫妻〉関係であるとしても、それを〈姦〉、即ち不正な性行為として処罰の対象としている。そのことを示しているのが、漢初の司法文書である『奏讞書』案例三である。これは、漢帝国の領域内に強制移住を命じられた南という女性と彼女を護送してきた斉国の役人である闕の駆け落ち事件について記録している。

●今闕曰「南、齐国族田氏、徙处长安、闕、送行、取（娶）為妻、与偕歸臨菑。未出闕得。」……

●詰闕「闕非当得取（娶）南為妻也、而取（娶）以為妻、与偕歸臨菑、是闕来誘及姦、南亡之諸侯、闕匿之也、何解？」闕曰「来送南而取（娶）為妻、非来誘也。吏以為姦及匿南、罪。毋解。」

●詰闕「律所以禁從諸侯来誘者、令它国毋得取（娶）它国人也。……」

[闕が言うことには「南はもと斉国の貴族である田氏の出身です。長安への強制移住を命じられ、私はこれを護送して参りましたが、南を娶って妻とし、ともに斉国臨菑県へ帰ろうとしました。しかし、関所を出る前に逮捕されました。(中略)」と。

●(役人が)闕を詰問して言う、「お前は南を娶って妻とすることができないのに、妻とした。そして臨菑県に帰ろうとしたが、これは不法に逃亡を教唆した罪と姦淫罪に当たる。さらに、南は(漢帝国の臣民となったのに、他国である)諸侯王国の斉国に逃亡しようとしており、お前はこれを秘匿した罪にも当たる。弁明することはあるか？」と。闕が言う、「南を護送しながら、娶って妻としましたが、不法に逃亡を唆した訳ではございません。しかし、お役人様が言う姦淫と(国外逃亡犯である)南を秘匿した罪について、罪を認めます。弁明することはありません。」と。

●さらに闕を詰問して言うことには、「法律が諸侯王国から来た者が(漢帝国の)人民に逃亡を教唆することを禁じているのは、法令が他国の者が他国の者を娶ることを禁じているからである。(中略)」と。

闌は南を娶って〈妻〉としたと繰り返し供述しているが、これに対して漢帝国の役人は、〈妻〉とすることのできない女性を〈妻〉とする行為は〈姦〉（姦通罪）に当たるとはっきりと否定している。国家はすでに当事者間で成立した〈婚姻〉関係も、不正なものとなせば無効にし得たのであろう。また、漢では犯罪行為によって女性を〈妻〉とすることも禁止しており³⁸、『二年律令』収律 175 簡には、そのような犯罪行為によって〈妻〉とされた女性を保護する規定が存在する。

坐奸・略妻及傷其妻以收、毋收其妻。

[強姦や略奪によって妻とした場合、及び妻に対する傷害の罪によって収³⁹に処された場合は、いずれもその妻を没官してはならない。]

当時の法律では、〈妻〉は〈夫〉が重罪を犯した場合、〈収〉の対象とされた⁴⁰。しかし、犯罪行為によって不正に〈妻〉とされた女性は、その対象外とされたのである。これは、国家がその〈夫妻〉関係を無効とみなしたためであろう。また、『岳麓秦簡（肆）』89・90 簡からは、国家が人民の離婚をも決定し得たことがうかがえる。

奴亡、以庶人以上為妻、婢亡、為司寇以上妻、黥奴婢顔頰、畀其主以其子為隸臣妾。奴妻欲去許之。

[男奴隷が逃亡し、自由身分の女性を妻とした場合、女奴隷が逃亡し、司寇⁴¹以上の身分の男性の妻となった場合、奴隷を黥に処した上で、所有者に返還し、(子供が生まれていた場合は)その子供を官有奴隷とする。男奴隷の妻となった女性が離婚を願えば、官府がこれを許可する。]

このように、国家は人民の〈婚姻〉に介入することもできたのである。一方で、離婚に国家の介入を必要としたということは、女性が自分の意志のみで自由に離婚することができなかったことを示しているだろう。そして、当時の法制関係史料において、国家の規制の対象として最も多く取り上げられているのが、逃亡者、特に逃亡した人妻との〈婚姻〉であった。以下は『睡虎地秦簡』法律答問 167 簡、及び 168 簡の規定である。

女子甲去夫亡、男子乙亦闌亡、相夫妻、甲弗告請（情）、居二歳、生子、乃告請（情）、乙即弗棄、而得、論可（何）毆（也）？当黥城旦舂。

[問：女子甲は夫家から逃亡し、男子乙も逃亡し、共に夫妻となった。甲は事情を説明せず、二年後に子供が生まれた後で初めて事情を説明した。乙は離婚しなかったが、どのように処罰すべきか？

答：(両者に) 黥⁴²を施して城旦舂刑に処す。

甲取人亡妻以為妻、不智（知）亡、有子焉、今得、問安置其子？当畀。或入公、入公異是。

[問：甲は逃亡した人妻を妻としたが、その事実を知らず、子供も生まれた。今逮捕されたが、子供はどのように処理すべきか？

答：(父親である甲に) 返しなさい。官府に(奴隷として)入れるという見解もあるが、これは正しくない。]

いずれも逃亡した人妻との重婚を禁じたものである。事実を知っていれば〈夫妻〉ともに黥城旦舂刑という重罰に処されたが、事実を知らなかった場合は〈夫〉は無罪とされた。しかし、漢代になると人妻に限らず逃亡者との〈婚姻〉は重罪とされ、逃亡の事実を知っていたか否かに関わらず、黥城旦刑に処されたようである。

当時において、人妻との〈姦〉は重罪とされたが⁴³、〈姦〉で問題となるのは、女性が人妻であるか否かであり、男性が既婚か未婚かは問題とされていない。つまり、国家は〈妻〉の貞操を一方的に問題としているのであって、これは〈妻〉に対する〈夫〉の権利を保護するものであったとも考えられる。

以上から、秦代・漢初において、国家は人民の〈婚姻〉の成立自体には直接関与しなかったが、それが国家支配の立場から許容できない場合には、規制や介入を行ったものと考えられる。規制の対象となったのは、人妻や姉妹・主人を〈妻〉とするなど、社会倫理や国家の規定する家族秩序や主従関係に反する〈婚姻〉や、犯罪行為を契機とする〈婚姻〉など、国家の治安維持に反する〈婚姻〉、または、逃亡者や他国の者との〈婚姻〉など、国家の人民支配・領域支配に反する〈婚姻〉であった⁴⁴。一方で、国家は国家に認可された〈夫妻〉関係や国家支配に抵触しない〈婚姻〉に対しては、これらを保護する態度を取っていたと考えられる。〈妻〉の逃亡や不貞を禁止して家族秩序の保護を図るとともに、〈妻〉に対しては〈夫〉の法的身分に応じた優遇を与え、戸や爵位の継承を保障しているのである。

おわりに

本稿では、主に法制関係史料を用いて考察を行った。法は為政者が理想とする〈家族〉を形成しようとするものであるとともに、そこから逸脱する〈家族〉を規制しようとするものでもある。つまり、これらの史料からは国家の理想には反するが現実存在し得る〈家族〉の存在をうかがい見ることができるのである。

従来の研究では、〈婚姻〉や〈夫妻〉という語の概念が自明のものとして扱われることが多かった。しかし、〈婚姻〉関係にあることを示す〈妻〉という語は、当時の法制関係史料の中でも多義的に使われていた。これはつまり、当時の〈婚姻〉や〈夫妻〉関係というものが、私的あるいは社会的、法的な関係を含んでいたことを示している。中国古代の〈婚姻〉については、それが〈礼〉的であるか、法的であるかという二項対立的に議論されることが多かったが、〈婚姻〉の意味する関係は多様であり、それぞれの状況に即して理解していく必要があるのではないかと考えられる。

本稿の考察を通じて、当時の社会では法的な認可をもって〈婚姻〉が成立した訳ではなかったことが明らかとなった。国家は人民の〈婚姻〉の成立自体には直接関与しないものの、〈夫妻〉関係や〈婚姻〉に伴う権利・義務を法的に保障しており、その一方で、国家支配に抵触しかねない〈婚姻〉については厳しい規制や介入も辞さなかった。こうした〈夫妻〉関係への法的干渉は、漢代に入ると一層強まっていき、国家が理想とする家族秩序の中に〈夫妻〉をはめ込もうとする意図がうかがえるようになる。このことは、国家が〈夫妻〉から成る〈家族〉を支配対象としてより強く意識し始めたことを示しているだろう。この国家と〈家族〉との問題についてはまた稿を改めて考察したい。

注

1 専著、あるいは婚姻を特に取り上げている著書としては、楊 1933、陳 1936、加藤 1940、滋賀 1967、劉 1980、栗原

- 1982、彭 1988、陳 1990、汪 2001 等が挙げられる。論文等の個別の研究に至っては枚挙にいとまがないのでここでは省略する。
- 2 秦代と言った場合、戦国期に西方の一国家であった戦国秦と呼ばれる時代と、六国を併合して中国を統一した後の統一秦と呼ばれる時代とを含むことが多い。本稿でも両者を含めて〈秦代〉としたい。
 - 3 佐々木 2014, 2015。
 - 4 『歴史学事典』「婚姻（形態）（中国の）」及び「一夫多妻制（中国の）」の項を参照。
 - 5 王子今は、正妻と偏房との違いは貴賤によるものであったとし、偏妻と下妻との関係については、どちらも〈妾〉の身分であるとした上で、律令の記載の順序から下妻が偏妻よりも上の地位にあったと想定している（王 2004）。これに対して彭衛は、湖北荊州謝家橋墓で発掘された呂后期の木牘に「従者子、婦、偏下妻」という一文があり、偏妻が下妻の上にあることから、王の指摘するような方法で両者の序列を説明することは出来ないとしている（彭 2009）。しかし、彭自身はその区別について言及していない。また、魯家亮は、偏妻は媵妾の類であり、家庭における権利・正常な親権を有していなかったと指摘するが、下妻との区別については言及しておらず（魯 2007）、王彦輝は、偏妻の子は第二の継承序列に列せられるとしているが、偏妻が如何なる存在であるかについては明言していない（王 2010）。
 - 6 平凡社『世界大百科事典』、pp.607-608。執筆者の末成道男は、多様な社会の在り方から、〈婚姻〉は「社会的に承認された夫と妻の結合」という定義以上に細かい定義を盛り込むことは不可能であるとしている。
 - 7 青山・有地 1989。
 - 8 『孟子』滕文公下。
 - 9 滋賀秀三は、婚姻の成立を公的権威の認証に求めるという考え方は中国に存在しなかったとし、伝統中国は法律婚主義とは無縁であるとともに、事実婚主義であった訳でもなく、婚姻は〈礼〉によってのみ成立したとしている。国家はあくまで〈礼〉の儀式を通して成立した婚姻を法的に承認し、保護するという立場でしかなかったという（滋賀 1967）。
 - 10 滋賀は「婚姻の成立を宗教的または世俗的いずれにせよ公的権威の立ち会い・認証にかからしめるという考え方は中国に存在しなかった」とし、「主婚・媒人・聘財・その返礼・婚書・精魂の儀式・披露宴などの社会的事象を逐一かつ総合的に考察して「礼婚」すなわち正規の婚姻が成立したか否かを認定する」としている（滋賀 1967、pp. 465-467）。
 - 11 『周礼』卷 4 地官司徒・媒氏。『管子』卷 18 禄篇五入国にも〈掌媒〉という語が見えるが、婚姻の管理機関というより、婚姻斡旋所のようなものであったと考えられる。また、後世の史料では、『三国志』卷 53 呉書八張嚴程闕薛伝薛綜にも〈媒官〉という役職が見える。しかし、これもあくまで未開の地であった南方に中国的な習俗を浸透させるために設置されたものと考えられ、秦漢期の帝国領域内に普遍的に媒官が設置されていたかは不確かと言わざるを得ない。
 - 12 陳 1990、張 1993、張 1995、趙 2003、朱 2011 等。
 - 13 福井重雅は儒教の官学化は前漢後半の宣帝・元帝期に完成したとし（福井 2005）、渡邊義浩は在地勢力にまで儒教が受容される後漢期をもって儒教の国教化が完成したと主張する（渡邊 1995）。いずれにせよ、武帝親政が始まるまでは、政界においても黄老思想が重んじられており、前漢初期やそれ以前の時代では、慣習的な〈礼〉の存在はあったにせよ、それが一般人民の生活を規制するほどの影響力を有してはいなかったと考えられる。
 - 14 『岳麓秦簡（肆）』334～336 簡に官吏の娶妻についての規定は見られるものの、やはり一般人民の〈婚姻〉についての明確な規定は見られない。
 - 15 睡虎地秦墓竹簡整理小組は、「おそらく婚姻が官府の認可を経ていることを指す」としており（p. 132）、松崎つね子も「婚姻がすでに官府の認可を経ている」と訳出している（松崎 2000、p. 194）。これらの解釈に従う研究が多い。
 - 16 彭 1988、翟 1988、趙 2003、高 2006、朱 2011、祖 2011 等。
 - 17 『睡虎地秦簡』法律答問 136 簡及び 138 簡に「夫・妻・子五人共盜、皆当刑城旦、今中〈申〉尽捕告之、問甲当購幾可（何）。人購二兩。」「夫・妻・子十人共盜、当刑城旦、亡、今甲捕得其八人、問甲当購幾可（何）。当購二兩。」とある。松崎は、当該規定の〈子〉は未成年も含まれる可能性を指摘しており、本来未成年は法的責任を問われないが、小城旦など刑徒名に〈小〉を冠した未成年刑徒が見られることから、彼らはこのような家族ぐるみの犯罪の連坐によって生じたのではないかと推測している（松崎 2000、pp. 187-189）。
 - 18 『二年律令』具律 86 簡には「吏・民有罪當答、津罰金一兩以當答者、許之。有罪年不盈十歲、除。其殺人、完爲城旦舂。」と見え、10 歳以下の未成年は基本的に罪が免除されたが、殺人罪だけは処罰の対象となったことがうかがえる（ただし減刑処置有り）。
 - 19 『二年律令』収律 174・175 簡に「罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・

- 夫、若爲戸・有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。坐奸・略妻及傷其妻以收、毋收其妻。」とある。
- 20 張全民も、秦代において婚姻が官府に認可されれば、未成年であっても男女ともに正式に成人として待遇されたと指摘している（張 1998）。
- 21 彭 1988、翟 1988、趙 2003、高 2006、朱 2011、祖 2011、王・鄧 2014 等。
- 22 柿沼 2015a、2015b、下倉 2016。
- 23 庶人は爵位を持たない自由身分を指すものと考えられている。庶人の具体的解釈については椎名 2006 や曹 2007 を参照。
- 24 入宗とは宗族に加えること。
- 25 単とは郷里内の扶助組織のことであり、単賦とはその運用資金として成員が拠出する資金のことを指すと考えられる。
- 26 免妾とは解放された女性奴隷のこと。奴隷は解放されて庶人となった後も戸籍にそのことが記録されていたようである。
- 27 完刑とは一般的に肉体に損壊を加えない刑罰であると考えられているが、〈完〉とそれに関連する〈耐〉の解釈については諸説有る。韓樹峰は、秦漢時期の〈完〉は時期によって内容が変化しており、秦代の〈完〉は〈耐〉でもあり、〈完〉が今日の解釈のように身体髪膚の完全無傷の状態を指すようになるのは文帝の刑制改革以降であるとしている（韓 2003）。また、瀬川敬也は、〈耐〉は体毛を除去する身体刑の総称であるとし、〈完〉と〈耐〉とは同じく顔毛を除去するものであったが、両者は刑罰の軽重を構成する要素であったとする（瀬川 2003）。若江賢三も、〈耐〉は睡虎地の時点では〈完〉より 1 ランク軽い罪を意味する記号となっていたと推測している（若江 2015）。これに対して石岡浩は、城旦舂ではない労役刑の総称が〈耐〉であり、城旦舂刑であるが肉刑（肉体を損壊する刑罰）を施さず、身体を完うすることを表示したのが〈完〉であり、そこに刑罰を軽重づけるほどの効果は存在しないと指摘する（石岡 2005）。この〈耐〉を軽微な労役刑の総称とする見解は富谷至にも見られる（富谷 1998）。
- 28 柿沼 2015a、p. 125。
- 29 下倉 2016、p. 48。
- 30 『晋書』卷 30 刑法志に「崇嫁娶之要、一以下娉爲正、不理私約。」とあり、私約による婚姻を禁止しているが、ここから、それ以前には私約も〈婚姻〉となり得たことが推測される。たとえば『史記』卷 7 項羽本紀では、劉邦と項伯が「約爲婚姻」と、私的な約束によって〈婚姻〉を結んでいる。
- 31 下倉 2016、p. 59。下倉は媵が戸後の義の実母であったことが、沛の妻とする根拠になったのかもしれないとも推測している。
- 32 『二年律令』置後律 361 簡と 386 簡において、嫡子がない場合に限るが、偏妻の子の爵位継承を認めている。また、賊律 42 簡には、父の偏妻の父母を暴行した場合の規定が存在する。ただし、父の偏妻の父母への暴行が贖耐（罰金刑）であるのに対して、父の〈妻〉の父母、つまり、祖父母への暴行は賊律 35 簡に死刑と規定されており、国家が偏妻と〈妻〉との間に厳然たる区別を設けていたことがうかがえる。
- 33 滋賀も「法は、通常の契約を規律するのと基本的に同様に、社会的現実としての婚姻の成立を法的にも承認し、保護するという立場をとっていた」と指摘している（滋賀 1967、p. 466）。
- 34 『二年律令』雜律 195 簡では、親族間の不正な性行為に対して〈復〉の語を用いている。また、女性奴隷とその所有者との性行為は、『二年律令』裸律 188 簡では〈姦（奸）〉とされる一方で、置後律 385 簡では〈御〉という語で表現されている（第 3 節引用の『岳麓秦簡（参）』案例〇七でも〈御〉とする）。主人と〈御〉の関係にある女奴隷は〈御婢〉と呼ばれ、雜律 195 簡では兄弟・おじ・甥・従兄の〈妻〉や〈御婢〉と姦通した場合の処罰を規定しているが、彼らの〈御婢〉と姦通した場合も〈妻〉と姦通した場合も量刑は同じであった。また、『史記』『漢書』では〈婚姻〉関係にない男女の性行為を〈姦〉の他に〈通（私通）〉〈淫〉という語でも表現している。
- 35 棄市とは死刑の一種で、斬首による公開処刑のこと。
- 36 耐刑については注 27 を参照。
- 37 『睡虎地秦簡』法律答問 172 簡では、兄弟姉妹間の男女関係は単に〈姦〉とされ、死罪とされている。漢代の方が〈夫妻〉という語が含む関係性が広いのかもしれない。
- 38 『二年律令』裸律 194 簡に「強略人以爲妻及助者、斬左止（趾）以爲城旦。」とある。
- 39 収とは犯罪者の妻子や財産を没収する刑罰のこと。
- 40 角谷常子は、妻子が夫や父に「付属する」ものと見なされていたために、収の対象となったとしている（角谷 2006）。
- 41 司寇とは隷臣妾よりも軽微な刑徒身分。刑徒身分ではあるもの、庶人以上と同じく田宅支給や賜物の対象とされている。

- 42 黥とは附加刑の一種で、入れ墨を施す刑罰のこと。
- 43 『史記』『漢書』では、王侯が人妻と〈姦〉する、及び人妻を〈略（略奪）〉したことによって、地位を剥奪されたり、死刑に処されたりする事例が散見する。王侯といえども黥罰の対象となったようである。『二年律令』裸律 192 簡では、人妻との〈姦〉は黥城旦舂刑とされており、『奏讞書』案例 21 に「姦者、耐為隸臣妾」とあって、普通の〈姦〉が耐隸臣妾刑であったのと比べると、格段に罪が重いことがうかがえる。
- 44 この他、刑事罰の対象とはならないものの、国家の差別の対象となった〈贅婿〉と呼ばれる存在もいた。〈贅婿〉とは、〈妻〉の家に居住する男性のことである。国家はこの〈贅婿〉に対して、田宅を支給しない・三代以内の子孫の出官を許可しない・戦争の際に先立って徴発する等の差別を設けており、官吏で贅婿となっている者は免官の対象ともされた。贅婿の問題は多岐に渡るため、稿を改めて論じたいと思う。

使用テキスト

- 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、1990年。
- 陳偉主編・彭浩・劉樂賢撰『秦簡牘合集・釋文注釋修訂本（壹・貳）』武漢大学出版社、2016年。
- 彭浩・陳偉・工藤元男編『二年律令与奏讞書』上海古籍出版社、2007年。
- 朱漢民・陳松長編『嶽麓書院藏秦簡（參）』上海辭書出版社、2013年（『嶽麓秦簡（參）』と略称）。
- .『嶽麓書院藏秦簡（肆）』上海辭書出版社、2015年（『嶽麓秦簡（肆）』と略称）。

参考文献

- 青山道夫・有地亨編『新版註釈民法 総則・婚姻の成立・効果』有斐閣、1989年。
- 石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端」『歴史学研究』805（2005）：pp. 1-17.
- 尾形勇編『歴史学事典』巻10 身分と共同体、弘文堂、2003年。
- 柿沼陽平「嶽麓書院藏秦簡訳注——「為獄等状四種」案例七識劫媿案」『帝京史学』30（2015a）：pp. 193-238.
- .「中国古代郷里社会の「きずな」としがらみ—戦国時代末期の財産相続に関する裁判を例に」本田毅彦編『つながりの歴史学』北樹出版、2015b年。
- 加藤常賢『支那古代家族制度研究』岩波書店、1940年。
- 栗原圭介『古代中国婚姻制の礼理念と形態』東方書店、1982年。
- 佐々木満実「漢代婚姻形態に関する一考察——二年律令に見える「下妻」「偏妻」について」東洋文庫中国古代地域史研究編『張家山漢簡『二年律令』の研究』東洋文庫、2014年。
- .「漢代婚姻形態小考——關於『二年律令』所見「下妻」「偏妻」復旦大学歴史学系復旦大学出土文献与古文字研究中心編『簡帛文献与古代史——第二届出土文献青年学者國際論壇論文集』中西書局、2015年。
- 椎名一雄「張家山漢簡二年律令に見える爵制——「庶人」の理解を中心として」『鴨台史学』6（2006）：pp. 65-93.
- 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年。
- 下倉涉「ある女性の告発をめぐる——嶽麓書院藏秦簡「識劫媿案」に現れたる奴隸および「舍人」「里単」」『史林』99-1（2016）：pp. 39-80.
- 瀬川敬也「秦漢時代の身体刑と労役刑」『中国出土資料研究』7（2003）：pp. 82-102.
- 張競『恋の中国文明史』筑摩書房、1993年。
- 角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究（論攷篇）』朋友書店、2006年。
- 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、1998年。
- 福井重雅『漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討』汲古書院、2005年。
- 平凡社『世界大百科事典（改訂新版）』第10巻婚姻、平凡社、2007年松崎つね子『睡虎地秦簡』明德出版社、2000年。
- 若江賢三『秦漢律と文帝の刑法改革の研究』汲古書院、2015年。
- 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版、1995年。

- 曹旅寧「秦漢法律簡牘中の「庶人」身分及法律地位問題」『咸陽師範學院學報』2007年3期：pp. 12-14.
- 趙浴沛「睡虎地秦墓簡牘所見秦社會婚姻・家庭諸問題」『中國社會經濟史研究』2003年4期：pp. 6-11.
- 陳顧遠『中國婚姻史』商務印書館、1936年。
- 陳鵬『中國婚姻史稿』中華書局、1990年。
- 高兵「秦國婚姻制度研究」『西北師大學報（社會科學版）』2006年3期：pp. 90-95.
- 韓樹峰「秦漢律令中の完刑」『中國史研究』2003年4期：pp. 49-55.
- 劉增貴『漢代婚姻制度』華世出版社、1980年。
- 魯家亮「試論張家山漢簡『取律』及其相關的幾個問題」『古籍整理研究學刊』2007年2期：pp. 57-60, p. 64.
- 彭衛『漢代婚姻形態』三秦出版社、1988年。
- 彭衛「伝世文献与出土簡牘中の「下妻」、「偏妻」和「中妻」」『中國社會科學報』2009年5版：p. 1.
- 汪玢玲『中國婚姻史』上海人民出版社、2001年。
- 王曉敏・鄧春景「論秦律中的婚姻解除条件述考」『蘭台世界』2014年30期：pp. 51-52.
- 王彥輝『張家山漢簡『二年律令』与漢代社會研究』中華書局、2010年。
- 王子今「「偏妻」「下妻」考——張家山漢簡『二年律令』研究札記」同『古史性別研究叢稿——性別研究叢書』社會科學文獻出版社、2004年。
- 楊樹達『漢代婚喪禮俗考』商務印書館、1933年。
- 翟宛華「從出土『秦律』看秦的婚姻家庭制度」『社會科學』1988年5期：pp. 72-76, p. 59.
- 張大鵬「「媒氏」考積」『社會工作』1995年4期：pp. 44-45.
- 張全民「秦律的責任年齡辨析」『吉林大學社會科學學報』1998年2期：pp. 39-47.
- 朱紅林「戰國時期有關婚姻關係法律的研究——竹簡秦漢律与『周禮』比較研究（四）」『吉林師範大學學報（人文社會科學版）』2011年2期：pp. 46-50.
- 祖晶然「從睡虎地秦簡看秦國婦女的婚姻狀況」『蘇州科技學院學報（社會科學版）』2011年5期：pp. 54-58.

本稿は三島海雲記念財団第54回學術研究奨励金の助成を受けたものである。

（ささき・まみ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻
博士後期課程）

掲載決定日：2016（平成28）年12月2日